



平成28年

第3号

新年のご挨拶



(一社)大木町合併処理浄化槽維持管理協会

代表理事 井上勝己



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、当合併処理浄化槽維持管理協会は、発足以来2年目を迎え、協会への加入者数も対象世帯の85%を超えるなど運営状況も順調に推移しており、これも会員の皆様方並びに町民の皆様方のご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

本年度は、前年度に引き続き毎月1回の講習会を開催し、浄化槽への認識を深めていただくとともに、さまざまな情報の提供に努めてまいりました。浄化槽はまさに生き物です。その機能を十分に生かしていくためには、流してはいけないものなど使用上のルールをきちんと守っていかなければなりません。今年も多くの方にご参加をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

また、本年度から設置者の皆さん方の負担軽減策として、いくつかの制度を導入いたしました。まず、4月より簡易チェックシステム制度をスタートさせ、350を超える世帯で既に実践しております。月に一度ご家庭の合併処理浄化槽の状況を自分の目で確認していただき点検表に記録をしていただくわけですが、簡易的な点検作業ですので、どなたでも参加していただけるものです。

ただし、年に1回は講習会を受講していただく必要がありますが、あくまで任意であり希望される方のみを対象とさせていただいております。これを実施することによって、浄化槽の型にもよりますが実質的には年間4,000円～6,000円の負担軽減につながっております。

次に、昨年度会員の皆様方の浄化槽の状況把握を行っていく中で、大きな課題として捉えておりましたのが浄化槽本体の修理であります。維持管理業者との連携のもとに実態の把握に努め、予想以上にその数が多いことが判明しましたので、本年度より着手したものです。

本体修理ともなりますと、一般的に10万を超える工事費用が伴うため、設置者の皆さん多くの方が躊躇されるわけですが、やはりきれいな水を流し安心して長く使用していただくためにも異常が発見されればすみやかに修理をしていただく必要があります。しかし、多額の費用負担が発生するため

なおざりにされていた面があったことは否めません。そこで、協会としては、町の財政支援を受けながら集中的に実施することにしたもので、工事費用の5割助成（本年度に限り6割助成）を行うこととし、緊急度を要するものから順次工事を行っているところです。なお、この件に関しましては、協会より該当世帯に事前に説明に伺い、協議が整ったうえで話を進めてまいります。

また、プロアーなどの周辺機器の修理、交換などにつきましては、昨年から継続して助成を行っており、助成額もこれまで1万円を上限としていたものを5割助成に引き上げ、本年度は既に100件を超える助成を行っており、設置者の皆さんにも大変喜んでいただいております。

さらに、会員の皆様方から一番要望が強かった少人数世帯における清掃費用の軽減にも部分的ではありますが取り組んでまいりました。今年度においては、単身者及び高齢者（65歳以上）の2人世帯についてのみ適用することといたしましたが、清掃費を5人槽の料金に統一することで6人槽以上の該当世帯では1,500円～9,000円程度減額されることとなり、本年度は申請に基づき169世帯で軽減措置がとられております。この制度も、適用範囲を拡大するなどさらに充実を図つていかなければなりませんが、今後は、現状の把握と財政面から検討を重ねてまいりたいと考えております。

最後になりますが、これまで一部町の財政支援を受けながらさまざまな制度を導入し、設置者の皆さんへの負担軽減につなげるよう努めておりますが、まだまだ会員の皆さん方にメリット感を充足させるだけの状況には至っていないのではないかと思っております。しかしながら、一方では協会の財政的な面での安定化を図ることも重要であり、いかにそのバランスをとりながら制度を作り上げていくかが大事だと考えております。今後も協会といたしましては、状況を見極めながらできる限り会員の皆様方のご意見、ご要望に応えてまいりたいと考えておりますので、皆様方のさらなるご支援、ご協力を切にお願いいたします。新年のご挨拶とさせていただきます。

大木町合併処理浄化槽維持管理協会の運営状況について

大木町合併処理浄化槽維持管理協会では、昨年度4月より会員の皆さんのが使用されている合併処理浄化槽の管理者となり、適切な使用と維持管理の推進、また会員の皆さんの負担軽減に向けて活動を行ってまいりました。本年度においては、特に浄化槽の本体修理対策としての機能回復助成事業や少人数高齢者対策事業の制度化など、設置者負担の軽減をすべく、制度の充実を図るための活動に積極的に取り組んでいます。

おかげをもちまして、会員の皆様方のご協力により、本協会の運営は順調に推移しております。

これまでの主な活動経緯をご報告いたします。



総会

●講習会の開催（平成27年5月から毎月1回開催）

本年度の助成制度についてなど

浄化槽の仕組み又使用方法について

第11条検査について（財団法人 福岡県浄化槽協会）

●第2期定時社員総会（平成27年6月11日）

平成26年度事業報告及び決算について

役員の承認

平成27年度事業計画及び予算計画について



町長陳情状況

●第1回理事会（平成27年8月20日）

運営状況報告

加入推進について

●簡易チェック更新（平成27年10月より～随時訪問）

実施会員宅を訪問し状況確認（チェックシート切換え及び型式確認）

●石川町長への運営状況報告及び要望活動（平成27年12月）

運営状況報告

少人数高齢者対策事業及び機能回復助成事業に対する継続支援の要望

●第2回理事会（平成27年12月）

運営状況報告

本年度事業進捗状況及び来年度予算等について

●事務局会（2週間に1回）

運営状況確認及び、課題の検討等。



簡易チェック状況

☆少人数世帯減額制度について



使用人数が少なくて大型の浄化槽を設置している場合、負担が大きいという声が多く寄せられていました。これに対応するため、27年度から少人数世帯を対象に、清掃費負担分を5人槽に統一する減額制度が始まりました。

28年度からは、高齢者世帯の要件を緩和し、「65歳以上の高齢者のみの世帯（世帯人員が2人以下）」から、「65歳以上の高齢者を含む世帯（世帯人員が2人以下）」へと減額対象世帯を拡充します。

希望される方については、事前の申込みが必要ですので、協会窓口にてお手続きください。

また、今年度分が減額されている方には「小人数世帯減額継続申請書」をお送りしますので、28年度も要件に該当され、減額を希望される方は、必要事項をご記入のうえ、必ず協会へご提出ください。

申請期限：平成28年3月18日（金）

◎軽減の内容は以下の通りです。

減額対象世帯：1人暮らしで6人槽以上の合併処理浄化槽を設置している世帯。または、平成28年4月1日現在で65歳以上の高齢者を含む世帯（世帯人員が2人以下を対象とします）。

減額内容：対象世帯は、年間の浄化槽維持管理協会会費が5人槽（基準額53,260円）の金額になり、最高9千円程度（10人槽設置の場合）負担が軽減されます。

☆会費前納一括納付制度

年会費を1期目（5月末の納付期限）に一括納付していただける場合については、年会費より1,000円割引します。

希望される方については、事前の申込みが必要ですので、協会窓口にてお手続きください。

申請期限：平成28年3月18日（金）

なお、今年度分の割引がなされている方で、28年度も継続して希望される方は、お手続きは不要です。

簡易チェック制度について

浄化槽は、微生物の働きによって汚れを分解し排水を綺麗にしています。その主役は空気を好む好気性微生物です。この微生物に空気を24時間供給しているのが送風機(プロアー)です。送風機が故障すると、中に住んでいる好気性微生物が弱ってしまい、汚れを処理しきれず、汚れたままの水が掘割りに流れて出しています。

簡易チェック制度は、保守点検業者が、2ヶ月に1度の点検で送風機等を確認するより、設置者が毎月確認した方が、故障を早く発見でき、より安全に管理できるという点に主眼をおいた制度です。もちろん、保守点検業者のように、色々な器具を使って点検するのではなく、目視中心の誰でもできる簡単な内容です。

《簡易チェック項目》

- ①送風機(プロアー)が動いているか。
- ②外観検査、マンホール等割れていないか。
- ③送風機から空気が浄化槽内に送られているかマンホールを1か所開けて確認。

以上3点を毎月チェックする事により、保守点検業者の点検回数を減らし、年間4,000円～6,000円の負担軽減になります。

今年度は357名の方が、簡易チェックシステムを実施されています。

実施されている方のご意見をうかがうと、『簡易チ
ェックをする事によって、今まで浄化槽の事は気にしていなかつたが、中の状態が気になり始めて、汚れの強い物、流したらまずいものを流さないように注意するようになりました。』『こういうものを流してしまったけど、大丈夫でしょうか。』『これは流して大丈夫でしょうか。』など浄化槽の微生物にやさしい使い方を心がけていただく方が増えています。

●新たに簡易チェックをご希望の皆さんへ

新たに簡易チェックを希望される場合、平成28年4月からの開始となります。また、講習会の受講が条件となりますので、平成27年度中に講習会を1度は受講した上で、協会へお申し出ください。

●簡易チェックを実施されている皆さんへ

来年度も引き続き、簡易チェックをご希望の方は、平成27年度中に更新講習を受講して下さい。



講習会

講習会の開催について

昨年度に引き続き、講習会を定期的に開催しています。

内 容

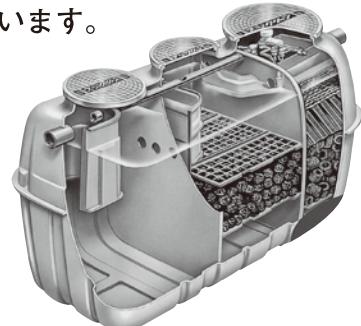
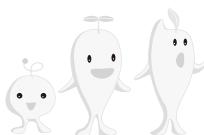
- ・負担軽減制度についての説明
- ・浄化槽の仕組み、使い方
- ・浄化槽の修理についての説明
- ・簡易チェック制度の説明

日 時

平成28年 1月31日(日) 午前10時

平成28年 2月14日(日) 午前10時

平成28年 3月 6日(日) 午前10時



場 所

大木町役場西別館2階

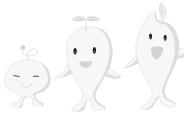
総合体育館研修室

総合体育館研修室

(講習会は1時間程度です。)

浄化槽の修理についてのお話

本年度から始まった合併処理浄化槽機能回復助成制度。工事の際、会員の皆さんからよく頂く質問にお答えします。



Q.『浄化槽の耐用年数はどのくらいですか。』

A.昭和40年代に設置された約5,700基の単独浄化槽(FRP製)の平成10年度末での使用実績を厚生省(現在の環境省)が調査したところ設置後30年以上経過しても十分使用に耐えていることが明らかとなり、その結果、浄化槽本体については30年以上もつ事が証明されました。ただし送風機(プロワ)、ポンプや内部設備については、浄化槽を使用していく上での消耗品であり、故障等による部分的な交換が必要になる場合があります。

Q.『何で中が壊れるのですか。』

A.色々な要因があるのでこれとは判断できませんが、1つの要因は土圧です。浄化槽の回りの土が、長年かけて動きます。その動く力によって浄化槽の外側が引っ張られたり、押されたりして変形し内部に力がかかり、その部分が徐々に壊れてしまうケースがあります。



浄化槽の内部仕切り板が土圧で変形しています。(仕切り板の左側が上に動いています。通常は水平。)

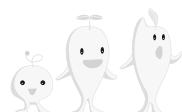
Q.『このまま放置していたら、どうなりますか。』

A.放置すると、内部の破損が大きくなつて、修理が不可能になる場合もあります。実際に、修理が困難な状況になり修理をお断りしたケースもあります。また、浄化槽の材質によっては、修理ができないケースもあります。DCPD(ジシクロペンタジェン系)樹脂が使われている浄化槽は、ゴムの様な材質で割れにくいのですが、本体が変形しやすく修理しても2、3年で破損するため修理が困難な浄化槽です。このケースでは浄化槽の入れ替えが必要になることがあります。

Q.『だいたい修理費はどのくらいかかるのですか。』

A.浄化槽の修理箇所によって修理費用が異なり5万円～22万円ぐらいと差があります。一時的には総額をお支払いいただきますが、助成金制度により、最終的なご負担は半額程度になります。

浄化槽の使い方でこんな質問がありました



Q. 流せるトイレクリーナーについて、浄化槽に流しても大丈夫でしょうか。

A.一部の商品を除いては浄化槽には流さないで下さい。最近は流せる掃除ブラシまであります、消費者庁で分解する事が確認されているのは次の3種類だけです。

『消費者庁は平成24年、日本工業規格(JIS)に基づき水にとけるかどうかの可溶性を検証。合格したのは花王「トイレクリックル」とLIXIL「トイレ用おそうじティッシュ」ネピア「ネピアトイレットン」の3種類だけで、その他は水にとけにくく、現在、各メーカー対応中の事です。』